⑺　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑻　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照）。

⑼　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑽　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⑾　手続における交渉の有無　無

⑿　契約書作成の要否　要

⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒁　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、３⑴に同じ。

⒂　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒃　詳細は技術資料作成要領による。

⒄　契約締結後に配置する技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・基礎ぐい工が稼動している期間。（平成28年８月～平成30年７月を予定）

・橋梁下部工が稼動している期間。（平成28年８月～平成31年２月を予定）

①　監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

②　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

③　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

求める経験１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）が10m以上のコンクリート橋脚又はコンクリート橋台を新設した工事

求める経験２

オールケーシング工法により施工した杭長25m以上を含む場所打ち杭を150本以上施工した工事（複数の杭で延べ杭長は施工実績として認めない。）

⒅　入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。

なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。

⒆　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takahisa Takamatsu, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway Kuzuhagawa bridge (Substructure)

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 30 September 2015

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 27 November 2015. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 27 November 2015)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

H27行徳橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年９月15日

関東地方整備局長　石川　雄一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　H27行徳橋上部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　自）千葉県市川市稲荷木地先

至）千葉県市川市河原地先

３　工事内容

行徳橋　鋼７径間連続非合成箱桁橋

橋長404.40ｍ、支間長46.70ｍ＋50.00ｍ＋59.30ｍ＋104.50ｍ＋59.30ｍ＋50.00ｍ＋33.20m、総幅員12.50m、床版支間長　5.30m

工場製作工　１式

桁製作工　約1,800ｔ

工場塗装工　１式

工場製品輸送工　１式

輸送工　約2,000ｔ

鋼橋架設工　１式

架設工　約1,300ｔ

架設工（送出し架設）約500ｔ

支承工　１式

現場塗装工　１式

床版工　１式

合成床版　約5,100㎡

橋梁付属物工　１式

仮設工　１式

工期　契約の翌日から平成30年２月19日まで